

香雲堂ひまわりクラブ

会員規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社樋口屋商店が運営する「香雲堂ひまわりクラブ」（以下「本会」といいます。）に入会した会員及びその家族（会員の配偶者及び本会で定める範囲の会員の親族。以下、会員とその家族を合わせて「会員等」といいます。）と本会との関係の基本事項を定めることを目的とします。

第2条（本会の趣旨）

本会は、会員等に対し、葬儀費用の軽減、式場の設営・寺院等の紹介その他のサービスを提供することにより（以下、本会の提供するサービスを「特典」といいます。）、会員等の葬儀における経済的・精神的負担を軽減し、会員等の絆を維持することで、会員等が、より豊かで安心できる生活を送ることを目的とします。

第3条（本会の入会手続）

- 1 本会への入会は、本会の定める手続（以下「入会手続」といいます。）にしたがい、本会所定の入会申込書に必要事項を記入し、署名・押印のうえ、本会の定める入会金を、本会に入金していただきます。入会金の支払いは、現金による一括払いとなります。
- 2 本会は、入会手続を終えた会員に対し、本会の会員であることを証明するカード（以下「香雲堂ひまわりクラブカード」といいます。）を交付します。
- 3 本会の会員としての地位及び香雲堂ひまわりクラブカードを、他に譲渡することはできません。

第4条（会員の種類及び入会の条件）

- 1 本会の会員の種類は、一般会員、緊急入会会員及び団体契約会員の3種類とします。
- 2 入会金の金額は、一般会員10,000円、緊急入会会員30,000円、団体契約会員50,000円（いずれも消費税込）とします。ただし、一度入金された入会金は返還いたしません。
- 3 前項の他、各会員に関するその他の事項については、本会が別途定めるとおりとします。

第5条（故人に対する特典の提供）

入会手続を行う時点で亡くなられた方（以下「故人」といいます。）は、本会の会員となることはできません。ただし、故人が緊急入会会員の近親者である場合は、故人の葬儀を特典提供の対象とすることができます。

第6条（団体契約会員の構成員の取扱い）

団体契約会員の構成員（以下「構成員」といいます。）は、構成員の所属する団体契約会員と本会が取り交わす契約に基づき、本会と構成員とが個別に交わす契約によって、一般会員と同じ特典を受けることができます。

第7条（変更事項の届出）

特典の内容その他特典の提供に関する事項は、本会の定める「香雲堂ひまわりクラブの特典について」との書面により定めるものとします。

第8条（変更事項の届出）

- 1 会員は、住所等、本会で定める事項（以下「届出必要事項」といいます。）に変更が生じたときは、本会所定の手続きにより、速やかに本会に届出必要事項を届け出るものとします。
- 2 前項に定める、会員からの届出必要事項の届け出が、本会に到達するまでは、本会は、届出必要事項に変更がなかったものとして扱うこととします。

第9条（除名）

会員等が、以下の事項に該当すると本会で判断したときは、本会は、当該会員を除名することができます。除名された会員は特典の提供を受けることはできません。

- (1) 会員等が、本規約その他本会の定める規則に違反したとき
- (2) 会員等が、本会の名誉または信用を毀損したとき
- (3) 会員等が、会員等相互の秩序を乱したとき
- (4) 会員等が、入会申込書に虚偽の事項を記入し、または本会に虚偽の事項を届け出たとき
- (5) その他、会員等に、社会通念及び本会の趣旨に照らし、本会の会員等として相応しくない事情が生じたとき

第10条（個人情報の扱い）

会員は、本会が取得した会員等の情報を、本会の趣旨に基づいて本会が利用し、または第三者に提供することに同意していただきます。

第11条（双方協議）

本契約に定めのない事項及び本規約の扱いに疑義が生じた場合は、本会と会員が誠意をもって協議するものとします。本項の協議の窓口については、別途定めるものとします。

第12条（合意管轄）

本規約に関する紛争の管轄裁判所は、株式会社樋口屋商店の本店所在地を管轄する裁判所とします。